

海 外

国 際 機 関

◇OECD事務総長交替

OECD(経済協力開発機構)では、9月30日をもってヴァン・レネップ事務総長(69年10月就任、以後3期〈1期5年〉にわたり在任)が退任、ペイユ・フランス外務省経済局長がその後を襲った。

ペイユ新事務総長の略歴は以下のとおり。

フルネーム：Jean-Claude Paye

略歴：1934年8月 フランス北西部ロンゲ市に出生
国立行政学院(ENA)卒業
1974～76年 外務省大臣官房次長
1976～79年 バール首相顧問(国際関係担当)
1979年～ 外務省経済局長
1980年～ OECD執行委員会議長

米 州 諸 国

◇米国、初の外国人向け特別国債を発行

米国財務省は、先に利子源泉課税を免除する外国人向け特別国債の発行方針を明らかにしていたが(59年9月号「要録」参照)、今般その第1回目として概要以下の国債を発行した。

- | | |
|----------|---|
| 1. 国債の種類 | 4年もの中期債 |
| 2. 発行方式 | 公募入札 |
| 3. 応募資格 | 外国人(米国居住者を除く) |
| 4. 入札日 | 10月24日 |
| 5. 発行日 | 10月31日 |
| 6. 入札結果 | 応募額 34億ドル
落札額 10億ドル
平均落札レート 11.41% |
| 7. 利 払 | 年1回(通常米回国債は年2回利払方式をとっているが外国人向け特別国債は年1回利払となっている) |

◇米国、国庫債務限度額を引上げ

レーガン大統領は10月15日、国庫債務限度額を現行の

15,730億ドルから18,240億ドルに引上げる法律に署名した。なお、財務省では、今次措置により「向こう1年間は再引上げを行わずに済む」との見方。

◇米国、一括関税通商法成立

レーガン大統領は10月30日、一括関税通商法(Tariff and Trade Act of 1984)に署名した。同法は本会期中に提案されていた特惠関税延長法案、自由貿易推進のための交渉権限を行政政府に付与する法案、鉄鋼輸入安定化法案、サービス産業発展法案等の一連の貿易関連法案を一本化したものであり、その主な内容は次のとおり。

(1) 行政政府に対し貿易相手国の市場開放促進のための交渉権限を付与。

イ. 高度技術商品(high-technology products)、ワイン等商品およびサービス(金融・投資等)等について、相手国の市場開放を促すための交渉権限を大統領に付与。また、半導体等特定の高度技術商品について、通商交渉を進めるうえで必要と判断される場合には、大統領が米国の関税を修正・変更しうることとする。

ロ. イスラエル、カナダについては、全般的な貿易自由化推進のための交渉権限を大統領に付与。

(2) 特惠関税制度の延長

84年末で期限が到来する発展途上国に対する特惠関税制度を向こう8年半延長。ただし対象国は1人当たり国民所得が850ドル以下の国に限定。

(3) 鉄鋼輸入の抑制等

イ. 鉄鋼輸入品の米国内市場におけるシェアを17～20.2%の範囲内に抑制する(但し、あくまで行政政府の努力目標であり、法的拘束力はない)。

ロ. 国内鉄鋼メーカーに対しキャッシュフロー(ネット)の一定割合を合理化投資および職業訓練支出に振り向けるよう義務付ける。

(4) 相殺関税の適用範囲拡大

政府から補助金を得て生産した商品を米国向けに輸出している場合のみならず、政府補助金を得た商品を原料として生産した製品を米国向けに輸出する場合も、所要の条件を満たしていれば相殺関税を賦課しうることとする。

(5) 緊急輸入制限措置実施要件の緩和

緊急輸入制限措置(通商法201条に規定)実施の前提となる被害認定を行う際、米国内生産者自らが販売目的で米国に輸入したのも「輸入」の範ちゅうに含めて考慮する。

欧 州 諸 国

◇西ドイツ政府、非居住者の債券利子源泉課税廃止を決定

1. 西ドイツ政府は10月3日、非居住者保有債券の利子に対する源泉課税を撤廃することを閣議決定した(実施に当っては議会の承認が必要なことから政府は目下所要の法案を準備中の由)。本措置の概要は次のとおり。

①非居住者保有債券の利子に対する源泉課税(注)(税率25%)を本年8月1日に遡及して廃止。

②本措置の対象となる債券は新発債、既発債の如何を問わずすべての確定利付マルク建国内債券(マルク建外債はもともと源泉課税の対象外)。

(注) この源泉課税制度は1965年3月、西ドイツへの投機的な外資流入を抑制する狙いから導入されたもの。

2. 今回の措置は、パウル・ブントスバンク総裁が本年7月、「米国における同様の税制が撤廃(59年9月号「要録」参照)されたことがドル高に拍車をかけたことから、西ドイツにおいても資本流入を促進しもってマルク相場回復を図るため撤廃を検討すべきである」と発言したことを契機にその後各方面で活発に議論が行われ、政府も「本制度廃止に伴う税収減少(約2億マルク)も金利低下による利払負担の軽減で十分補いうる」(シュトルテンベルク蔵相)と判断して実施に踏切ることとしたもの。

◇西ドイツ5大経済研究所、共同経済見通しを発表

西ドイツの5大経済研究所(ベルリン、IfO、ハンブルク、エッセン、キールの各経済研究所)は10月22日、恒例の共同経済見通しおよび政策提言を発表した(通常春、秋の2回)。その要旨はおおむね以下のとおり。

1. 経済見通し

(1)西ドイツの景気は一時金属産業ストにより影響を受けたが、基調的には輸出の好伸を背景に引続き上昇軌道をたどっており、本年の実質成長率は+2.5%(83年+1.3%)となる見込み。もっとも、来年については輸出や設備投資は堅調に推移するものと期待されるが、建設投資が政府の住宅投資促進策の期限到来もあって落込むと予想されるため成長率は+2%まで鈍化する見通し。こうした状況下今後も雇用情勢の改善を期待できず、来年の失業者数は本年を若干上回る水準となる公算。この間明年の物価は引続き落ち着いた推移をたどると見込まれる一方、経常収支も本年のほぼ2倍の黒字(84年約+100億マルク→85年+200億マルク)を記録する見通し。

(2)先進工業国の実質経済成長率は本年+5%のあと来年は+3%まで鈍化する見込みであり、この結果実質世界貿易量も来年は本年の半分程度の伸び(84年+8~9%→85年+4%程度)にとどまる見通し。

2. 政策提言

(1)現在86、88年の2段階に分けて実施が予定されている所得税減税については、経済成長促進のため86年に併せて実施すべきである。その際とくに、現在中所得者層の負担が重くなり過ぎている累進税率カーブを改め、これらの階層の勤労意欲を阻害しないよう配慮することが重要。このほか財政に関しては、構造不況業種に対する補助金支出が全廃されていない点は遺憾。

(2)失業問題解決のためには、労使ともに市場メカニズムに則った解決策を見出す必要があり、例えば労働条件について業種、地域、職種等に依りて異なって仕るべきである。また、これまで労働コストが資本コストに比べて割高であったことが労働需要の増加を妨げてきたことにも留意の要。

(3)金融政策面では、経済成長を促進し物価安定を損わないような中央銀行通貨量の伸び率として来年は5%の伸び率が適当。これは現在の通貨量の伸び率にほぼ匹敵するものである。

西ドイツ5大経済研究所の経済見通し

(前年比%、< >内寄与度)

	83年	84年 (見込み)	85年 (見通し)
実質GNP	1.3	2.5	2.0
個人消費	1.1	1.0	1.5
政府消費	0.0	0.5	0.5
固定資本形成	3.1	2.5	2.0
機械・設備	6.1	1.0	5.0
建設	0.9	3.5	△0.5
在庫投資	<0.6>	<0.8>	<△0.2>
海外経常余剰	<△0.6>	<0.6>	<0.9>
輸出	△1.3	7.0	6.0
輸入	0.5	6.0	4.0
個人消費デフレーター	2.9	2.5	2.0
失業者数(万人)	226	227	228

◇フランス銀行規制委員会、金融機関に対する最低資本規制を改正

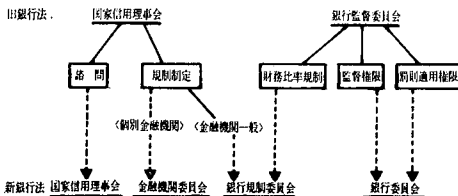
フランス銀行規制委員会(Comité de la Réglemen-

tation Bancaire)は9月28日、金融機関に対する最低資本規制を改正する旨決定した(経済財政予算相は同日これを承認)。今次措置は、新銀行法(注1)〔金融機関の活動と監督に関する法律〈Loi relative à l'activité et au contrôle des établissements de crédit〉〕の施行(本年7月25日)に基づき、新設の銀行規制委員会がすべての金融機関に共通の規制を制定することとなったことに伴うもので、適用対象先が拡大されるとともに、従前からの規制内容(注2)自体にも修正が加えられている。

(注1) 新銀行法は、組合金融機関や公的金融機関等の業容拡大に伴い商業銀行のシェアが著しく低下している状況に鑑み、全金融機関を共通の監督機関の下に置くことによって業態間の不公平是正を図ることを狙いとしたものである(議会通過は84年1月24日)。その骨子は次のとおり。

- ①新銀行法の適用対象……(a)銀行(従来の「登録銀行」等)、(b)組合金融機関(農業信用金庫、庶民銀行、相互信用金庫等)、(c)貯蓄金庫、(d)市民金庫、(e)金融会社(従来の「登録金融業者」、相互保証組合等)、(f)特殊金融機関(公的金融機関)。
- ②監督機関(下図参照)
 - (a)銀行規制委員会……金融機関全体に関する規制の制定を行う。
 - (b)金融機関委員会……金融機関全体に適用される法律や規制に基づいて個別金融機関に対する規制を制定する。
 - (c)銀行委員会……金融機関の規制遵守状況や経営状況を監督する。
 - (d)国家信用理事会……金融政策等の方針決定についての諮問を受ける。

▽新銀行法に基づく監督機関の権限



(注2) 従来の最低資本規制
 一国家信用理事会決定、80年1月1日以降実施
 (単位・百万フラン)

	株式会社の形態をとっている場合	その他
登録銀行(注)		
預金銀行	} 15	} 6
中長期信用銀行		
事業銀行	60	30
登録金融業者		
割賦信用会社	} 7.5	} 3.75
不動産貸付会社		
リース会社		
証券取引業者	6	0.9
その他	0.75	0.15

(注) 1. 店舗数が2店以下の場合は半額。
 2. 総資産が2営業年度連続して6億フランを超えた場合は倍額。

新しい最低資本規制は次のとおり。

- (1)銀行・組合金融機関
 - 総資産12億フラン以下の場合……15百万フラン
 - 同12億フラン超の場合……30百万フラン
- (2)貯蓄金庫・市民金庫
 - 総資産6億フラン未満の場合……5百万フラン
 - 同6億フラン以上12億フラン未満の場合……15百万フラン
 - 同12億フラン以上の場合……30百万フラン
- (3)金融会社
 - 一律7.5百万フラン*
- (4)特殊金融機関
 - 一律30百万フラン

*ただし、総資産12億フラン以下の相互保証組合については2.5百万フラン。

◇フランス政府、企業貯蓄通帳預金制度の概要を発表

フランス経済財政予算省は今般、去る7月9日に成立をみた「企業貯蓄通帳(livret d'épargne entreprise)預金制度」に関する法律に基づき、その具体的な実施内容を発表した。本制度は、企業設立促進の見地から導入されるもので、その具体的な枠組は、企業設立を計画している者に対し、一定期間「企業貯蓄通帳預金」を金融機関に積立てることを条件に当該金融機関から低利融資を供与するというものである。

本制度の概要は次のとおり。

- (1) 企業の設立を計画し、その資金を金融機関から低利で借入れたいと希望している者は、まず以下の要領で金融機関に「企業貯蓄通帳預金」口座を開設する。
 - イ. 預金口座開設金融機関……銀行、組合金融機関等すべての預金取扱金融機関(ただし国民貯蓄金庫(注)を除く)

(注) 全国の郵便局を窓口とする政府金融機関。

- ロ. 預金積立期間……2～5年
 - ハ. 預金積立額
 - (イ)口座開設時の預入額……最低5千フラン
 - (ロ)年間積立額……1年目および2年目はそれぞれ最低3.6千フラン、3年目以降は任意
 - (ハ)積立総額……20万フラン以内
 - ニ. 積立方法……月ごと、四半期ごともしくは半年ごと
 - ホ. 預金金利等……預金金利は当面4.5%とするが、以後はA種通帳預金(注)にスライドして変更。なお受取利息は非課税扱い。
- また預金者が積立完了後金融機関から融資を受

けなかった場合(自ら権利を放棄した場合であれ、取扱金融機関が融資を拒否した場合であれ)は、積立期間中の受取利息の30%相当額をプレミアムとして金融機関から受取る(当該プレミアムは課税対象)。

(注) 貯蓄金庫(民営の普通貯蓄金庫および国営の国民貯蓄金庫)が取扱う利子非課税の要求払預金(現行金利は6.5%)。

(2) 上記預金積立てを完了した者に対し(注)、金融機関は次の要領で企業の設立もしくは買収に要する資金を供与する。

イ. 貸出限度額……30万フラン

ロ. 貸出期間……2～15年

ハ. 貸出金利……①固定金利方式(当面は8.5%)、または②預金積立期間中の預金金利に連動する方式(同7.5%)のいずれかを融資を受ける側が選択。

(注) 預金者は、融資を受ける権利を家族もしくは自社の買収を計画する第三者に譲渡することもできる。

なお、預金積立期間中に当該預金を引出した場合、もしくは規定の預金積立てを怠った場合は、契約自体が無効となる。

◇フランス政府、非居住者の債券利子源泉課税廃止を決定

1. フランス政府は10月3日、非居住者保有債券の利子に対する源泉課税(現行税率26%)を撤廃する旨決定した。なお、本措置は議会の承認を経て実施されることになるが、適用対象は新規発行債券のみとなる予定。

2. 今次措置につき経済財政予算省では、「米国における同種の措置(本年6月決定)が欧州資本市場に悪影響を及ぼすことを防ぐため、西ドイツ政府と協調して(「要録」別項参照)決定したものである」と説明している。

◇フランス、85年のマネーサプライ増加目標値を発表

フランスのベレゴボワ経済財政予算相は10月29日、85年のマネーサプライ増加目標値(M₂R、85年11月～86年1月の各月末平均の前年比)を+4.0～+6.0%と84年(+5.5～+6.5%)より低目に抑える旨発表した。本目標値につきフランス銀行では、「目標値を名目成長率見通し(政府見通し、84年+7.7%〈当初〉→85年+7.5%)に比べ前年以上に抑制的な水準にとどめたのは、最近の物価安定傾向を一層着実なものとしたいとの政府の強い姿勢を示したものである」とコメントしている。

なお、同相はこれと同時に、85年1月以降貸出準備率制度を変更する方針を明らかにした(具体的な内容は追って発表の予定)。

◇英蘭銀行、Johnson Matthey Bankers の救済措置を発表

1. 英蘭銀行は10月1日、融資の焦付きから経営が行詰った Johnson Matthey Bankers (銀行業務のほかロンドン金市場会員会社として金取引に従事)およびその親会社たる Johnson Matthey 社(貴金属取引、銀行、化学等の子会社を有する congromarit)に対し、概要以下の救済措置を講ずる旨発表した。

①英蘭銀行は、Johnson Matthey 社(以下 JM と略称)に Johnson Matthey Bankers (同 JMB)の赤字を補填(50百万ポンド増資)させたうえ、JMBを買収(買収価格は1ポンド)する。

②英蘭銀行および市中金融機関(銀行、マーチャントバンク、金市場会員会社等)が共同で JM および JMB に対し信用を供与する(JM に対して2.5億ポンドのスタンドバイ・クレジット、JMB に1.5億ポンドの債務保証を各々供与)。

2. 今次措置につき英蘭銀行は、「JMB が破綻した場合ロンドン金市場や金融市場に不安感が拡がり、英国銀行制度の根幹を揺がす事態になる惧れもあることから、これを未然に防止するべく実施することとした」と説明している。なお同行が直接民間銀行に対する救済措置を講じたのは1973～74年のいわゆる Secondary Banking Crisis に絡んだ Slater Walker 社の買収(1977年実施)以来のことである。

◇スイス中央銀行総裁にランゲタン副総裁昇格

1. スイス連邦政府は10月31日、本年末退任予定のフリッツ・ロイトヴィラー(Fritz Leutwiler)スイス中央銀行(以下 SNB)総裁の後任にピエール・ランゲタン(Pierre Languetin)副総裁を任命する旨発表した(来年1月1日発令の予定)。なお新副総裁にはマルクス・ルッサー(Markus Lusser)現理事が昇格する予定。

2. ランゲタン新総裁の略歴は以下のとおり。

1923年 ローザンヌ生れ(現在61歳)、ローザンヌ大学、ロンドンスクールオブエコノミックス卒業

1966年 スイス代表 EFTA 大使

1976年 SNB 理事就任

1979年 ローザンヌ大学より名誉博士号授与

1981年 SNB 副総裁就任

アジア諸国

◆韓国、金利体系の改訂を発表

韓国銀行は、11月3日金融運営委員会を開催し、以下の内容を骨子とする金利体系の改訂を発表した(5日実施)。今次改訂については「市中銀行と私債市場(注)及び貯蓄金融機関との間の預金金利格差を縮小し、業態間の均衡のとれた発展を促すとともに、今後の金利自由化のための布石づくりを目指したもの」(金融運営委員会)と説明されている。

(1) 私債市場や貯蓄金融機関に比べ低位に設定されている市中銀行の貸出上限金利(現行 10.5%)及び1年超の預金金利(同 9%)を1%ポイント引上げる(1年未満の定期預金金利及び輸出金融、農業・漁業向け資金等特定分野への貸出金利は据置き)。

なお、本措置により、市中銀行の貸出金利のレンジは現行の 10~10.5%から 10~11.5%に拡大することとなる。これにより、貸出先の信用度に応じた貸出金利の弾力的な設定がしやすくなり、従来、貸付け困難であったやや信用度の劣る企業に対しても、市中銀行融資の途を開く効果が期待されている。

(2) 割高な私債市場金利の引下げを誘導するため、中小

韓国の新金利体系

(%)

	旧	新
(貸出金利)		
市中銀行		
一般貸出	10.0~10.5	10.0~11.5
輸出支援金融	10.0	10.0
貯蓄金融機関		
信託銀行	17.0~17.5	15.5~16.5
相互信用金庫	19.5	18.5
(定期預金金利)		
市中銀行		
1ヵ月~3ヵ月	4.0	4.0
3ヵ月~1年未満	6.0	6.0
1年以上	9.0	10.0
貯蓄金融機関		
信託銀行(1年もの)	9.0	9.0
相互信用金庫(13ヵ月もの)	8.5~13.0	8.5~13.0
コール・レート	12.5(上限)	市場実勢レート
無担保社債(応募者利回り)	15.2	市場実勢レート
現先レート	11.0(上限)	市場実勢レート

企業向け融資分野で私債市場と競合関係にある信託銀行及び相互信用金庫の貸出金利を1~1.5%ポイント引下げる(預金金利は据置き)。

(3) 漸進的金利自由化の観点から、コール・レート、現先レートについては、現行の上限金利規制を今後撤廃し、市場実勢に委ねるほか、無担保社債の応募者利回りも市場実勢を尊重して弾力的に変更する。

(注) 一般の金融機関を経由しないで、資金の仲介を行う高利の私的な金融市場。

◆香港、預貸金金利を引下げ

香港銀行協会は10月1日及び29日、銀行預金金利の引下げを実施した。これに合わせ英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)はプライム・レートを引下げた。これは中英交渉の合意を好感して為替相場の安定基調が定着したことが背景となっている(預貸金金利の引下げは8月初以来4度目)。

なお、新預貸金金利は次のとおり。

	旧	10月1日	29日
普通預金	8.0	7.0	6.0
定期預金			
3ヵ月	9.5	8.5	7.5
6ヵ月	9.5	8.5	7.5
1年	9.5	8.5	7.5
プライム・レート	14.0	13.0	12.0

◆タイ、パーツ切下げを実施

タイ大蔵省は11月2日、①同国通貨パーツの対米ドル・レートを14.8%切下げ(IMF方式、既往最大幅)、1米ドルあたり27パーツ(従来23パーツ)とする、②パーツの米ドル・リンクを撤廃し、同通貨を主要貿易相手国通貨バスケットに対しフロートさせる(注)、旨発表した(5日実施)。

本措置については、米ドルにベッグされてきたパーツが最近のドル高局面において欧州通貨等に対しかなり切上っている状況下、「輸出競争力の向上や輸入の抑制により、貿易赤字の圧縮を図るため実施したもの」(大蔵省)と説明されている。

(注) タイ中央銀行が替平衡基金(Currency Exchange Fund)が適宜市場に介入し、パーツの対米ドル・レートを決定する管理変動相場制度。

◆タイ、公定歩合引下げ

タイ中央銀行は、11月13日、公定歩合を1%ポイント引下げ、12%とする旨発表した(14日実施、公定歩合の

変更は、昨年12月の引上げ〈11.5%→13%〉後、約1年振り)。今次措置については、最近における海外金利の低下とバーツ切下げ(11月5日)により、同通貨先安観が急速に後退したこと等から同国への外貨流入とそれに伴うバーツ転換が急増し、その結果国内金融市場が超緩和状態に陥ったため、「内外金利差の縮小によりこうした外貨流入と、マネーサプライの増大に歯止めをかける狙いからとられたもの」(タイ中央銀行)と説明されている。

◇フィリピン、ペソ切下げを実施

フィリピン政府・中央銀行は10月15日、同国通貨フィリピン・ペソの切下げ(18.45→19.95 ペソ/ドル、切下げ幅△7.5%〈IMF方式〉、6月初に続き本年2度目の切下げ)、同時に変動相場制へ移行する旨発表した(即日実施)。今次措置は、IMFの勧告に基づき、外貨の中央銀行集中制度および外貨購入税(調査月報59年6月号要録参照)の撤廃等の措置とともに実施されたもの。